

# 農業近代化資金の概要

地域農業の担い手となる農業者の自主性と創意工夫を生かした経営改善を図るのに必要な資金を農業協同組合等から借り入れることのできる資金です。

## 1 対象者

認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、農業参入法人など

## 2 資金の用途

- ・畜舎、果樹棚、農機具等の農産物の生産、流通、加工に必要な施設の改良、造成、取得、復旧
- ・果樹その他の永年性植物の植栽又は育成
- ・乳牛その他の家畜の購入又は育成
- ・事業費 1,800 万円を超えない農地又は牧野の改良、造成、復旧
- ・農業経営の規模拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴うもの
- ・農業経営改善に必要な農薬費
- ・農業経営の法人化（出資金等）
- ・品種の転換
- ・農業技術や経営方法を習得するための研修
- ・農畜産物の需要を開拓するための調査及び開発並びに通信・情報処理機材の取得
- ・営業権、商標権等の無形固定資産の取得又は研究開発費等の繰延資産の費用
- ・診療施設その他の農村における環境の整備（農協等に限る）
- ・農村における給排水施設の改良、造成又は取得及び農業者が居住する住宅の改良、造成又は取得等
- ・水田を利用した水産動物の養殖施設の改良、造成又は取得

## 3 貸付限度額・融資率

貸付限度額：個人 1,800万円（知事特認2億円）

法人又は団体 2億円

農業参入法人 1.5億円

※農業粗収入が個人100万円未満、法人1,000万円未満の農業者等にあつては、貸付限度額は、個人500万円、法人等1,000万円になります。

融資率：原則事業費の80%以内 ※ただし、認定農業者・集落営農組織は100%

## 4 貸付利率

借入時の金利は金融情勢により変動します。

（最新の金利については取扱融資機関にお問い合わせ下さい。）

※ 認定農業者は、別途国からの利子助成がある場合もあります。

## 5 償還期間（うち据置期間）

20年以内（7年以内）

## 6 取扱融資機関

府内農業協同組合、京都府信用農業協同組合連合会

### 【参考】

[農林水産省HP](#)